

枚方市教育委員会 各部の運営方針

I. 枚方市教育委員会の教育目標及び基本目標について

教 育 目 標

「教育目標」は、第4次枚方市総合計画第2期基本計画におけるまちづくりの基本目標「ふれあい、学びあい、感動できるまち」との整合を図りつつ、平成27年度までの教育委員会の施策推進における目標として設定したものです。

「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」

～子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる～

本市教育委員会は、「①他人を思いやり、人権を尊重する心や自然を愛する心などの豊かな人間性と、自らを律しつつ、他人と協調し、正義感と公正さを重んじる心を培うこと ②自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動ができる力と、たくましく生きるための健康や体力を育むこと。③枚方が心のふるさとになり、枚方で育ったことに誇りをもてる人の育成」を図っています。

「教育目標」のメインテーマ「人とふれあい ともに学び 豊かな心を育む」において、『人とふれあい』は、「同年齢の仲間だけではなく、幼児から高齢者、地域の人々など、また障害のあるなしにかかわらず、すべての人が多くの他者との積極的なふれあいで、他者を思いやり、他者と協調し、相互の理解をめざすこと」を示します。『ともに学び』は、「学校教育に限らず、様々な学習活動やスポーツ・レクリエーションなどの体験活動に参加し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動ができる力と、たくましく生きるための健康や体力を育む」ことを示し、「正義感や公正さを重んじる心、規範意識を身につけ、人権を尊重し、美しいものを見て美しいと思える心など心豊かな人間に育つ」ことを『豊かな心を育む』と表しております。

サブテーマとして、メインテーマ達成のために、『子どもたちの健やかな成長と学びを支え』と示し、『社会を担う人材を育てる』と表現することで本市教育委員会の目標を明確にしました。

基 本 目 標

「基本目標」は「教育目標」を達成するための目標で、第4次枚方市総合計画第2期基本計画における取り組みの基本方向「自他を生かす力を持つ子どもたちを育む」「学び続けるよろこびのあるまちをつくる」「出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる」をふまえ、教育委員会事務局を構成する管理部、学校教育部、社会教育部の各部ごとに、その所管事務を基に設定しています。

【管理部】

○学びを支える学習環境

→ 管理部の運営方針

【学校教育部】

○笑顔あふれる学校園

○学ぶ喜びのある学校園 ○信頼される学校園

→ 学校教育部の運営方針

【社会教育部】

○学びを支え心をつなぐ社会教育

○歴史文化遺産の保存と活用 ○スポーツ活動の活性化

○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス

→ 社会教育部の運営方針

枚方市教育委員会教育目標

人とふれあい とともに学び 豊かな心を育む
 ~子どもたちの健やかな成長と学びを支え、社会を担う人材を育てる~

第4次枚方市総合計画 第2期基本計画

- ☆自他を生かす力を持つ子どもたちを育む
 - 乳幼児の健やかな成長を支える
 - 子どもたちが学ぶ環境を整える
- 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う
- 子どもたちを育む環境を整える
- ☆学び続けるよろこびのあるまちをつくる
 - 生涯学習を推進する
- 地域における情報活用環境を高める
- ☆出会いをひろげ、心動かす文化の育つまちをつくる
 - 歴史文化遺産を保存し、活用する
 - 市民スポーツ活動の活性化を図る

基本目標

管理部

○学びを支える学習環境

学校教育部

○笑顔あふれる学校園
 ○学ぶ喜びのある学校園
 ○信頼される学校園

社会教育部

○学びを支え心をつなぐ社会教育
 ○歴史文化遺産の保存と活用
 ○スポーツ活動の活性化
 ○生涯学習を支援し、情報活用環境を高める図書館サービス

教育委員会の主要施策（平成25年度）

○学校園の安全対策
 ○学校園施設・学習環境の整備
 ○学校規模等の適正化の推進
 ○学校給食の充実

○学校園運営体制の整備・充実
 ○学習指導と心の教育の充実
 ○生徒指導の充実
 ○支援教育の充実
 ○教職員研修の充実
 ○幼稚園教育の充実

○社会教育の推進
 ○歴史文化遺産の保存・活用
 ○スポーツ施策の推進
 ○市民の生涯学習の支援
 ○図書館資料の計画的・系統的な収集

主な事業等（平成25年度）

□学校安全監視事業
 □幼稚園耐震補強事業
 □学習環境整備事業
 □学校園施設維持補修事業
 □学校トイレ改善事業
 □学校規模等適正化事業
 □枚方小学校校舎増築事業
 □小中学校給食共同調理場整備事業
 □学校給食への地元農産物の利用

□枚方市少人数学級充実事業
 □枚方市小中連携事業
 □基礎学力向上プロジェクト事業
 □枚方市英語教育推進事業
 □学校園活性化事業
 □枚方市生徒指導体制充実事業
 □人権・平和教育推進事業
 □教育相談実施事業
 □適応指導教室事業
 □防災教育事業
 □支援教育学校支援事業
 □支援教育コーディネーター支援充実事業
 □教職員研修講座等開催事業
 □授業の達人養成・教科研究事業
 □枚方市立幼稚園の効果的・効率的な運営及び配置事業

□家庭教育支援事業
 □社会教育基礎講座開催事業
 □歴史文化遺産の保存と活用のための整備構想策定事業
 □登録文化財制度創設事業
 □文化財啓発普及事業
 □特別史跡百済寺跡再整備事業
 □楠葉台場跡保存整備事業
 □トップアスリートとのふれあい事業
 □各種スポーツ大会等開催事業
 □市民スポーツカーニバル開催事業
 □図書館サービス推進事業
 □子ども読書活動推進事業
 □障害者・高齢者サービス推進事業
 □図書館資料充実事業
 □枚方地域コレクション構築事業

Ⅱ. 枚方市教育委員会のしくみについて

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」といいます。）の定めにより、教育に関する事務を処理するために設置される合議制の執行機関です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

【教育委員会の特徴】

- 教育委員会は5人の委員から構成されています。（法第3条）
- 教育委員会委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。（法第4条）
- 教育委員会委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表します。（法第12条）
- 教育長は、委員の中から任命され、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。（法第16条、第17条）
- 事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。（法第18条、第20条）

○教育委員会の組織イメージ

